公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第２６９号
埼玉県川越市大字的場1389番地３シャングリラ廣203号室
債務者　佐藤　正義
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　根岸　　透
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月４日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１５９号
埼玉県所沢市大字北秋津876番地の２所沢コーポラスＤ―410
債務者　渡邊　崇久
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　淑子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月11日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２５０号
埼玉県富士見市諏訪２丁目11番19号　小寺荘101
債務者　山岡　正忠
1　決定年月日時　平成25年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村山　志穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月11日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３２２号
兵庫県姫路市夢前町菅生澗1974番地76、旧住所岡山県備前市浦伊部1001番地１
債務者　那波　　馨
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤浪　秀一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６２４号
広島市安佐南区八木４丁目13番７―102号
債務者　水津　陽一
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　羽崎　靖宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月18日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４０３号
広島県大竹市南栄２丁目13番28号
債務者　中尾　英博
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田森　智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月30日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８０号
三重県津市中河原2003―36　大井住宅Ａ―12、住民票上の住所三重県津市海岸町21番３号
債務者　山口　　昇
1　決定年月日時　平成25年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅尾　光弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月27日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１７７号
滋賀県守山市播磨田町1430番地２市営久保団地２号棟243号室、住民票上の住所滋賀県守山市吉身３丁目20番23―301号
債務者　宮島　浩和
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西川真美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月25日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６９号
福岡県飯塚市鯰田755番地
債務者　原田　英樹
1　決定年月日時　平成25年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　俊徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第１９８号
大分県別府市大字鶴見2766番地の１
債務者　近江　伸一
1　決定年月日時　平成25年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉木　正明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月２日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１１８０号
札幌市清田区清田２条３丁目10番47号　ジオンコート清田401号
債務者　本間　浩一
1　決定年月日時　平成25年６月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鬼頭　知一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６７号
青森県八戸市長苗代３丁目３番１号
債務者　田名部幸司
1　決定年月日時　平成25年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅石　晴代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第１５号
岩手県九戸郡洋野町大野第８地割９番地３、旧住所神奈川県横浜市栄区長尾台町116番地秋本荘
債務者　上平　保彦
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月10日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２５年（フ）第６１１号
埼玉県戸田市上戸田３丁目12番13―301号、旧住所埼玉県戸田市大字新曽896番地の１レクセル戸田209号室
債務者　野崎　哲男
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水口　　匠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１００９号
名古屋市緑区篠の風１丁目312番地
債務者　長谷川寛子
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成田　　真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月25日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０４８号
愛知県東海市中央町４丁目３番地の２　久野中央ビル303号
債務者　海野　孝弘
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　和幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月25日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部